

ブース（記念品・サービス）設置運営要項（案）

- 1 趣 旨 大会におけるブースの設置および運営については、ブース設置基本方針および関係法令のほか、この要項による。
- 2 目 的 実行委員会は、大会の参加者および一般観覧者等に大会記念品等の紹介、または競技者が競技に必要な競技用品の修理・補充を目的として、競技会場指定区域内にブースを設置する。
- 3 設置の条件 実行委員会は、競技会場の使用許可を施設の管理者（以下「財産管理者」という）に申請する際、会場区域内の設置に関する財産使用許可申請書を提出し許可を受けるものとする。
- 4 出展者の選定 ブース出展者（以下「出展者」という）の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。
(1) 営業経験・営業実績ともに顕著で信頼できる業者であること。
(2) 過去に関係法令上の違反処分を受けていないこと。
(3) その他、実行委員会が特に認めるもの。
- 5 出展申請 出展者は、出展申請書（第1号様式）および必要書類を添付し、令和6年4月1日から令和6年7月20日までの間に、実行委員会に提出するものとする。
- 6 出展許可 実行委員会は申請内容を審査し、適当であると認めたものについて、出展許可書（第2号様式）を交付するものとする。
- 7 経費負担 出展者は、ブースの設置・運営および廃止に要する一切の経費を負担するものとする。
また、出展者は大会協賛金を負担するものとする。
- 8 出展場所 出展の場所は、実行委員会の指定した場所とする。
- 9 取扱物品 (1) サービスブースとしての取扱物品は下記の通りとする。

陸上	スパイクのピン
剣道	竹刀の先革・つる等の張り替え
ソフトテニス	ガット
卓球	ラバー張り替え
バドミントン	ガット
体操・新体操	プロテクター・レオタード
	ハーフシューズ・手具
テニス	ガット

- ※ 上記を基本とし、開催県が判断をしていくことになるが、九州中体連会議の中で、上記以外の物品について検討が必要な場合は、開催県実行委員会から提案をし、共通理解を図っていく。
- (2) 大会記念品紹介ブース取扱物品は、生徒の活動に関わるものを基本とし次の物品とする。
ただし、九州中学校体育連盟体育用品推薦要綱に基づき、大会記念品紹介ブースは、九州中学校体育連盟が推薦した企業または団体（以下「被推薦者」という）の取扱物品と競合した場合は、取扱物品から除外するものとする。

大会記念品類「大会ロゴが入ったTシャツ・ポロシャツ・タオル・帽子等」
※駅伝 ウインドブレーカー・オーバーコートも可。
※競技用品については、取扱物品から除外する。（ラケット・シューズ等）

- 10 遵守事項 出展者および従業員は、営業中次の事項を遵守しなければならない。
(1) ブースには次のものを掲示すること。
・出展許可書
(2) 実行委員会および財産管理者の指示に従い、良識あるブース等の管理運営を行うとともに、販売品の搬入・搬出は、大会および競技運営に支障をきたさないよう速やかに行うこと。

- (3) 拡声器・音響機類は使用しないこと。
- (4) その他、大会の趣旨を考慮し、信義に従い誠実に実行すること。

11 禁止事項

- ブースにおいては、次の事項を禁止する。
- (1) 出展の権利を第三者に譲渡し、転貸しまたは、ブースの管理運営を委託すること。
 - (2) サービスブース取扱品を不当な価格で請求すること。
 - (3) 指定されたブース以外で立売りおよび呼込み販売をすること。
 - (4) 危険物を販売すること。
 - (5) 出展申請品以外の販売をすること。

12 許可の取消

- 実行委員会は、出展者が次の各号の一つに該当するときは、出展許可を取り消すものとする。
- (1) 関係法令ならびにブース設置運営要項等に違反したとき。
 - (2) その他、実行委員会および財産管理者が不相当と認めたとき。また、上記第9項のとおり、被推薦者と物品が競合した場合には、急きょ出展許可を取り消すこともあり得る。
- 実行委員会は、許可の取り消しを行った企業及び団体名とその理由について九州中体連に報告をしなければならない。取り消しを受けた企業及び団体の翌年以降の参入については、九州中体連理事会で決定するものとする。

13 損害賠償

出展者が、施設等に損害を加えたときは、賠償の責任を負うものとする。

14 原状回復

出展者は大会終了後、速やかに出展に要した諸物品を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

15 ブース出展申請および出展許可手順図

